

株式会社カワウに対する指示の内容

- 1 株式会社カワウを表示責任者として販売しているすべての水煮製品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の商品を発見した場合には、速やかに適正な表示に是正した上で販売すること。
- 2 株式会社カワウがたけのこ水煮及びぜんまい水煮に不適正な表示を行った主たる原因として、食品の品質表示の管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- 3 2の結果を踏まえ、株式会社カワウにおける品質表示に関する責任の所在を明確にするとともに、社内における品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施すること。
- 4 株式会社カワウの全役員及び従業員に対して、品質表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- 5 1から4までに基づき講じた措置について、平成19年10月1日までに農林水産大臣あて提出すること。